

文化財の保存と活用 ー行政の立場からー

愛西市佐織公民館 館長 石田 泰弘

はじめに

愛西市佐織公民館 館長の石田と申します。先ほど、文化財所有者である服部さんの声をお聞きしました。非常に耳が痛い話も多かったのですが、私は行政の立場からお話しさせていただきます。よろしく願いいたします。

愛西市は、文字通り、愛知県の一番西に位置する街で、西は木曾三川を介して岐阜県や三重県になります。愛西市というのは、2005年(平成17年)の平成の大合併により、海部郡佐屋町、立田村、八開村、佐織町が合併して誕生した市です。県下初の新設合併で生まれた市です。面積は66.6km²、人口は2017年(平成29年)7月1日現在で22,951世帯、63,894人(男31,237人、女32,657人)という状況です。

また、自治体の財政力を示すといわれる

財政力指数は、2014年(平成26年)度のデータによれば、県下54市町村のうち、愛西市は49位です。現在、市の中では県下で新城市が一番低く、次いで愛西市というように、愛西市は、豊かな財政によって運営されている街ではありません。私はこの点を強調したいと思っています。

というのは、こういう事例発表の場合、裕福な市町村が「うちはこんなすごいことをやっています」という事例をお話することが多いと思います。

しかし、実情を見る限り、ほとんどの市町村はそうではなくて、限られた予算をいかに効率的に運用させるのか、あるいは事業をすすめていくためにいかに予算を獲得していくか日々苦闘しているところが非常に多いかと思います。とりわけ文化財保護行政もっといえは文化行政そのものに対しての予算は、土木建設や福祉に比して少なく、しかもなかなか理解を得られにくい分野で、ましてや財政的に良好でない自治体においては本当に職員の労苦が多いのが現状といえましょう。

そこで私は、そうした多くの予算的規模が少なく文化財行政に携わる自治体の現状等を紹介しにやって来ました。特殊な事例ではなく、何ら変哲のない自治体における事例ということを充分ご理解いただいた上で、私の話を聞いていただければ幸いです。



愛西市地図

資料1 愛西市の文化財

指定別	番号	種別	種別及び名称	員数	指定年月日
国	第173号	重要無形民俗文化財	尾張津島天王祭の車楽舟行事		昭和55年2月1日
国	建23835号	建造物	船頭平開門		平成12年5月25日
国選択	市第20号	無形民俗	勝幡オコフ祭		平成19年3月7日
国登録		建造物	鈴木家住宅		平成19年12月7日
国選択		無形民俗	尾張西部の子どもザイレン		平成29年3月3日
県	彫58号	彫刻	鑄鉄地藏菩薩立像	1 軀	昭和35年6月2日
県	建第30号	建造物	八幡社本殿	1 棟	昭和41年10月12日
県	考第17号	考古	奥津社の三角縁神獸鏡	3 面	昭和52年2月27日
			1 波文帯竜虎鏡		
			2 吾作銘四神四獸鏡		
			3 日月銘獸文帯四神四獸鏡		
県	有民 第26号の2	有形民俗文化財	尾張津島天王祭の車楽	6 車	昭和59年2月27日
市	第1号	天然記念物	立田赤蓮根	13㎡	昭和56年7月1日
市	第2号	史跡	水鶏塚	153㎡	昭和60年3月26日
市	第3号	史跡	東海道佐屋路佐屋三里の渡址	1.5㎡	昭和61年4月16日
市	第4号	史跡	佐屋海道址	1㎡	昭和61年4月16日
市	第5号	史跡	津島天王祭 市江車車田址	7㎡	昭和61年4月16日
市	第6号	史跡	大野城址	20㎡	昭和61年4月16日
市	第7号	工芸	懸仏	1 軀	昭和62年4月9日
市	第8号	無形民俗	管粥		昭和62年4月9日
市	第9号	史跡	佐屋代官所址	1 基	平成元年2月2日
市	第10号	考古	諸桑の古船(木片)	6 点	平成4年10月22日
市	第11号	工芸	鶴多須金刀比羅社太刀	1 口	平成12年2月17日
市	第12号	無形民俗	定納元服・オビシヤ		平成12年2月17日
市	第13号	彫刻	円空作木造薬師如来坐像	1 軀	平成12年2月17日
市	第14号	歴史資料	横井也有俳句軸装	1 幅	平成12年2月17日
市	第15号	彫刻	円空作木造観音像	1 軀	平成12年2月17日
市	第16号	歴史資料	川北村免定	1 括	平成13年12月19日
				210点	
市	第17号	歴史資料	北米移民の先駆者“マルジマ・コロンプス”の碑 附 銘板	1 基	平成16年10月10日
市	第18号	考古	東西野遺跡出土品	1 括	平成16年10月10日
				20点	
市	第19号	考古	諸桑廃寺出土瓦	1 括	平成16年10月10日
				7点	
市	第21号	史跡	西善太新田記念碑	1 基	平成17年3月4日
市	第22号	史跡	青樹英二翁記念碑	1 基	平成17年3月4日
市	第23号	建造物	明治天皇佐屋行在所の門(加藤五左衛門本陣の門)	1 棟	平成17年3月4日
市	第24号	彫刻	星大明社木造獅子頭	1 面	平成19年1月10日
市	第25号	彫刻	日置八幡宮木造獅子頭	1 面	平成19年1月10日
市	第26号	史跡	増穿鶴戸川碑	1.235㎡	平成20年4月30日
市	第27号	天然記念物	東保八幡社クロマツ	1 樹	平成20年7月1日
市	第28号	考古	八竜遺跡出土刻り物桶	1 点	平成28年10月31日

愛西市教育委員会資料に拠る

1. 愛西市の文化財の保存と取組

合併後、愛西市は旧町村が保有していた文化財をそのまま引き継ぎ、その後新規に加えたものを含めて、指定文化財として扱っています。

【資料1 愛西市の文化財】をご覧ください。

2017年3月3日現在、愛西市内の指定文化財は、国指定が2件、県指定が4件、市町村指定が28件という状況です。その他に、国の選択文化財の「勝幡オコワ祭」や、国の登録文化財の「鈴木家住宅」があります。

まずは、これらの文化財のいくつかをご紹介します。愛西市における文化財保護の取組等をお話ししたいと思います。

(1) 船頭平閘門【建造物】

「船頭平閘門」は、国の指定文化財です。

明治年間に木曾三川の大改修がありましたが、これはそのときの賜物で、三川改修の際に設けられた閘門です。明治年間にヨハニス・デ・レイケという人物が木曾三川改修に取りかかりました。その際に木曾川の支流佐屋川を廃川化し、木曾三川を分流させました。尾張平野は名古屋から養老断層にむけて西傾しており、木曾川と長良川では水位が異なりました。したがって分流の際この水位の差を調整するために船頭平閘門が築かれたのです。

先ほど報告をされた曲田さんのお話にもあったように、昔から船による物資の輸送が盛んに行われました。特に我々の住んでいる海部地域というのは、知多半島のように海には面しておらず内陸にあるものの、輪中地帯と呼ばれるところで、低地ゆえ水路が網の目のようにめぐらされ、船による



船頭平閘門

移動や、物資の輸送が多かったのです。そのため船頭平閘門を設置して、人々の生活に寄与したということです。この船頭平閘門は、国内においても唯一の現用の閘門として現在もなお多くの利用に供せられています。

近年、観光協会とタイアップして観光船の運行を始めました。乗船してこの水位の差を体験することができ、数少ないですが愛西市の観光事業の目玉として目下売り込み中です。

(2) 鑄鉄地藏菩薩立像【彫刻】

「鑄鉄地藏菩薩立像」は、県の指定文化財です。

この像は、ごはんを炊く釜の上に立っているということで、通称「釜地藏」と呼ばれています。尾張地方は、関東と並んで、鉄地藏が非常に多い地域です。尾張の鉄文化を反映してか、このような地藏が数多く見られます。これも、その一つです。

ただ、最近私どもの地域では無住のお寺が多いのですが、この像を所有されているお寺も無住のため、基本的に非公開という体制を取らざるを得ない状況となっています。



鑄鉄地藏菩薩立像

けれども、文化財ということで公開を希望される方が時折見られることから、そうしたニーズに対応するにはということが当然問題と化してきます。私どもでは、信徒総代さん等とも打ち合わせて、一応、公開の際には市の職員が介在し対応することにいたしました。ご覧になりたい方は事前に市に問い合わせをいただいて、私どものほうで調整して、公開できるようであれば公開する、というシステムをつくりました。

というのも信徒総代というのが度々交替されるということや、多様な見学者があるということで対応に苦慮されるということで、協議した結果教育委員会経由にした方が信徒総代さんも安心できるということでこのようなシステムを採用するに至りました。

(3) 北米移民の先駆者「マルジマ・コロンプス」の碑【歴史資料】

「北米移民の先駆者“マルジマ・コロンプス”の碑」は、市の指定文化財です。

マルジマ・コロンプスとは誰か。愛西市および隣接する津島市あたりは、明治後期から大正の前期にかけて、アメリカ移民がたくさん出た地域です。この渡米者のパイオニアが「山田芳男」という人物なのですが、丸島出身ということで「マルジマ・コロンプス」というニックネームが付いたのです。かつての渡米現象を物語る資料として、その碑が指定文化財となっています。

『佐織町史通史編』に端を発し、アメリカ移民の研究が進み、特に1997年(平成9年)以降は旧佐織町教育委員会が中心となり、「移民の歴史を絶やしてはいけない」ということで移民に関する調査を進めてまいりました。

この移民調査を機に、現在アメリカのカリフォルニア州の州都であるサクラメントと愛知県人会との交流を深めています。

今日各地で国際交流事業が展開しておりますが、私どものようにかつての歴史、「移民」をキーワードに、交流事業として実施に至っているのは数少ないのではと自負しております。現在も隔年実施となりましたが12名の中学生のアメリカへの派遣事業を実施しています。私どもは財政的にみても決して裕福とはいえませんが、地域的特色を具現化させた事業として評価できるのではないかと思います。2016年(平成28年)8月にも行きました。かつて愛知県から渡米した移民はウォールナツグローブという街に集住して、ウォールナツグローブは「北米の愛知県人街」と呼ばれていました。毎回その地へ訪れ、渡米者の足跡を辿るべく当時の面影残す街並みや日本人学校や仏教会を見学します。

現在、愛西市には、サクラメント愛知県人会の協力を得て収集した現地の移民に関



北米移民の先駆者「マルジマ・コロンブス」の碑



立田赤蓮



交流事業の一齣(河下仏教会にて)

わる資料があります。この資料は文化財とまではいえませんが、おそらく全国的にも有数の資料なので、展示コーナーを設置して、ご覧いただけるようにしようと考えています。その折にはぜひご覧ください。

(4) 立田赤蓮根【天然記念物】

「立田赤蓮根」は、市の指定文化財です。

合併前には、立田村という村があり、この名物が蓮根です。そして、蓮根は、愛西市の花です。なかでも「立田赤蓮」というのは、江戸時代に龍天という僧侶が持ち込んで以来、この地に受け継がれた品種として保存されています。赤蓮保存田と森川花蓮田を設置して、今や蓮で愛西市の名を売ろうと取り組んでいます。

その蓮の普及も含めて、7月の第2土・日曜あたりには「蓮見の会」を実施しています。蓮は、7月からが見頃です。私の職場もかつては八開というところでしたが、当時の職場の周りは蓮だらけで、その時期になると、仏様のような気分になったものです。

(5) 尾張津島天王祭の車楽舟(だんじりぶね)行事【無形民俗】

「尾張津島天王祭の車楽舟行事」は、国の指定文化財です。

これは、朝祭、市江車が先車を務めるということで非常に有名なお祭りです。

なお、2016年(平成28年)12月1日に、「山・鉾・屋台行事」としてユネスコの無形文化遺産に33件の祭礼行事が登録されました。この近くでは、半田市の亀崎潮干祭もこの行事の一つとして登録されています。尾張津島天王祭は今回登録された行事の中で、唯一2つの自治体が協力し実施する祭礼です。どの祭礼もそうであるのですが、伝統行事を守っていくことは非常に困難な作業です。こういう機会にその重要性を再認していただき、さらに保存継承への気運が高まることを念じて止みません。

2. 文化財保護行政の現状と課題

以上、愛西市における文化財とその取組についていくつか紹介してまいりました。私自身、現場でいろいろ感じながら保護行政というものに携わってまいりました。服部さんは、所有者なりの苦勞についてお話しされましたが、それに対して我々行政というのは「お願いします」と申し上げる立場です。また、皆さんには「一緒に守っていきましょう」と呼びかける立場です。そういう現場で感じていることを、次にいくつか述べたいと思います。

(1) 文化財保護行政の現状

文化財保護行政の現状をみていくにあたり、文化財保護を担う行政担当部局の問題、専門職員、文化財を取り巻く状況、そして資料を守る施策の観点から考察してみたいと思います。

1) 担当部局

文化財保存行政というのは、たいていは生涯学習を担当する課が担当し、愛西市の場合も生涯学習課が担当しています。ただ、生涯学習課が担当する職務はいろいろあって、文化振興も家庭教育も公民館活動にも取り組まなければなりません。多数ある職務のなかの一端にしか文化財保護行政を位置づけられないということが、まさに中小自治体の抱えている問題点です。文化財保護行政に専門的に従事できる職員が配置されるのは、おそらく県下でも有数の市しかないと思います。大半の中小自治体においては、いくつかの職務を兼務するなかの一環として取り組んでいるのが現状だと思います。

役所というところは、「ジョブ・ローテ-

ション」、「スパイラル構造」というパラダイムのようなものが存在し、人事異動により担当がその度毎に替わることがよくあります。人事異動そのものを否定するものではありませんし、担当が替わっても継続的にもしくは同質的に業務が遂行されればよいのですが、時に担当者の資質により差があったりすることも間々見受けられるようです。そうすると、担当している人がこの問題にどれだけ意識を持っているか、やる気があるかが重要になってきます。そういうところで文化財保護行政というのは左右されるのはいかがなものでしょうか。

2) 専門職員

近年生涯学習社会が展開し、地域史への学習意欲が高まり、文化財保護行政にも高度なニーズが求められるようになってきました。博物館のような資料管理施設も各地で建設され、学芸員のような専門職員にスポットがあてられるようになってきました。

学芸員のような専門職員がいるかいないかで、自治体間で大きな格差が生まれることはいうまでもありません。事実、近年学芸員やアーキビストといった専門的な知識を有する専門職員を採用する地域が増えてきました。

ただその一方で旧態依然で、昔ながらの役所体制にこだわり、専門職員をむしろ弊害のように扱う地域も少なくなく、地域間格差は拡大していくのではないかと危惧しております。

しかしながら、専門職員も、存在するだけではなく、専門職員として機能しなければ意味がありません。当たり前のことですが、学芸員という地位にいることが重要で

はなくて、学芸員として機能することが重要であるわけで、学芸員としての職を全うしなければ存在価値はないのではないのでしょうか。

とはいえ学芸員数をみると大体大きな自治体を除けば、1～2名というのが現状でしょう。実際の現場では、専門的な職務に専念するという事はほとんど不可能で、さまざまな雑務もこなさなければなりません。資料管理においても、近年の住宅の改修や開発工事等が増加し資料の散佚防止が最優先で収集に重点を置かざるを得ず、なかなか整理まで至らないというのが現状です。一度失った資料は二度と戻ってこない。だから散佚しないように資料を守る。当たり前のことですが、なかなか理解を得ることが難しいのが文化財保護行政の現状です。

特に整理業務に携わったことのある方はよくご存じのことと思いますが、整理作業は一朝一夕にできるというような作業ではありません。あなたは学芸員だからできるだろうなんていう言葉を耳にしますが、それは野球でいうならば、プロ野球選手だから1人で充分でしょうと言っているようなものです。

一口に学芸員といっても、歴史、考古、美術、地質、植物、動物等々それぞれ専門分野を有しています。学芸員1人体制というのはいわば病院で医師1人が全分野を対応しなさいと言っているようなものなのです。

正直言って学芸員の職務含めて総じて自治体職員においては専門職員に対する理解度は低いというのが現状であることは間違いありません。専門職員サイドの努力は言うまでもありませんが、専門職が機能する(できる)職場づくりも重要ではないでしょ

うか。

3) 文化財をめぐる近年の状況 - 散佚の危機に瀕する文化財 -

近年、若者の流出、少子高齢化の進行、家屋の老朽化、代替わり、災害の勃発等により、資料の散佚が危惧される状況が各地で見られる。決して他人事ではない。祭礼においても後継者問題といった継承の危機的問題も徐々に現実味を帯びている状況も見られるようになってきました。

無形民俗文化財のような技術伝承や後継者問題については、人や素養という問題があり、安易に述べることができないものの、有形文化財においては少なくとも散佚防止という策を講じることは余程の事情がない限り可能であると思います。

元来、資料はあるべきところにおいて伝承されるのがあるべき姿ではあるが、散佚という危機に瀕した際に行政はどのように対応すべきか。近年、家の先祖から継承した資料を寄贈したり寄託したりするケースが増加してきました。自分の代ならばよいが後世になると維持できるか心配だという話もあります。維持費も馬鹿になりません。地域においても貴重な文化財ではあるが、スペースの都合が…。さまざまな葛藤が担当者に襲いかかります。

行政として対応すべき途として、一つは現地で保存できるように例えば援助システムを講じることだと思いますし、今一つは自治体の所管する資料管理施設が管理に関与することが考えられるのではないのでしょうか。

4) 資料保存施設

愛西市には、佐織歴史民俗資料室、佐屋

郷土資料室、立田文化財収蔵庫、八開郷土資料室があり八開郷土資料室を拠点に資料保存に取り組んでまいりました。

本来ならばきちんとした資料保存施設が設置され、専門職員や事務員といった人員が配置され体制が整えばということはないのですが、市の状況等を考慮すれば、理想論を掲げたところで仕方がない、現状で何ができるかということを考え取り組んでいるというのが現状です。

愛西市では、今までは、スペースの許す限り、「処分することはいつでもできるが、一度失った資料は二度と戻ってこない」、そして旧蔵者の思いから資料を蒐集してきました。特に資料的価値というのは時代によって、あるいは人によってさまざま、現時点の個人的な価値判断が未来永劫有効かといえばそうでないことは既に過去の歴史や研究が証明しており、安易な判断すなわち速断は将来に遺恨をのこすことも憂慮していることもあったからです。

過去このようなことがありました。佐屋出身で『佐屋町史』編纂に尽力された故加藤安雄先生の収集資料を佐屋町時代に現在の中央図書館が受贈していたにも関わらず、収書スペースが手狭になったことを理由に必要なものだけとってあとは廃棄するという資料保存的にみれば暴挙ともいえるべき行動にでたのです。幸い私どもに事前情報が入り、先生の大半の資料を移管することができました。数年後先生の遺族が図書館へ来訪され先生の収集資料をご覧になりたいと申し出があった際、八開までご足労いただき加藤安雄文庫をご覧いただいたところ大変感激された光景を私は今も忘れられません。個人的な話を申し上げれば、私は学生時代加藤安雄先生に徳川林政史研究

所でお世話になったことがあり、学恩のある先生の資料を決して散佚させるわけにはいかないという思いもあったものの、あの時先生の資料が散佚していたらと思うと身の毛がよだつ思いさえします。

文化行政は贅沢と酷評されることしばしばありますが、八開郷土資料室というのは、合併によって不要となった旧診療所を利用して運営してきました。若干の維持管理費程度で運営してきたつもりでした。

八開郷土資料室では、資料収集の傍ら、整理作業や調査研究の成果を地域に還元すべく年に数回の特別展・企画展を実施してまいりました。特別展や企画展といってもパネルは全て手作りで、最大の費用は図録作成という程度で、以前に愛知県博物館協会で事例報告したとき、6,600万円も費用がかかるとおっしゃった方がいたのですが、「うちは60万円でもお釣りがくる」という話をして大笑いされました。「低コストでやれることをやろう」というのが私どもの状況で、おそらく中小の自治体というのはこういった状況が多いのではないかと思います。

新たな取組にもチャレンジしました。

過去開催した特別展・企画展のなかでも、



図録写真

2009年(平成21年)に開催した「天災は忘れた頃にやってくる」という展示は、伊勢湾台風襲撃後50年が経過したということで、名古屋市、弥富市、稲沢市と共同し統一テーマで展示を実施いたしました。

また、アウトリーチとして、講師派遣をしていろいろな場で講義をしたり、出前展示をしたり、小・中学校のニーズに応じて教材としての民具資料の貸出等、僅かなことではありますが、我々にできることを取り組んでまいりました。

しかし残念ながら2017年(平成29年)3月に急遽閉室を余儀なくされ、八開郷土資料室は八開支所内に止むなく引っ越すことになりました。突然の引越命令によりただでさえ遅延している整理業務がさらに難行し、苦境に追い込まれている状況下にあります。

(2) 文化財保護行政の課題

前述のような状況のなかで、文化財保護行政の課題ということ、「行政の役割」、「資料保存体制の整備と学芸員問題」、「保護と活用」という3点にまとめてお話ししてみたいと思います。

1) 行政の役割

各自治体の例えば要覧や総合計画といった類の発行物をみると、歴史や文化のまちといった表現が必ず出てきます。

「歴史」、「文化」というのは、その地域のある意味で地域性をしめす重要な指標のひとつとして挙げるができると思います。ある意味では「歴史」や「文化」を地域資源だと言えると思います。

しかし、例えば予算等をもても、インフラ整備や福祉が重視されるのに対し、「歴

史」、「文化」についてはあまり重視されていない傾向が見受けられます。「歴史」や「文化」を地域資源として活用すべく担当者は頑張っているのですがなかなか現実には厳しいのが実情です。

というのも、「歴史」や「文化」については、どうしても過去、現在そして未来へという長期的な視点が必要で、年度単位で考えがちな行政において、なかなか理解を得ることが難しいように感じます。

一度喪失した史料は二度と戻ってこないのです。よく「親と史料は失ってから、そのありがたみが初めてわかる」と言いますが、「歴史」と「文化」が地域の資源であるならば、地域資源を明らかにする資料保存は必要不可欠の作業であることは言うまでもありません。

先ほど紹介したアメリカ移民についても、それまで当たり前のように地域の歴史として存在していたにもかかわらず、時間の経過とともに風化しつつあったところ、『佐織町史』や『八開村史』でスポットを浴び、あらためて地域の歴史として刻まれ、さらに国際交流事業へと展開をみせました。愛西市を特徴づける貴重な歴史といえましょう。この貴重な歴史も散佚を免れた渡航資料や移民関係者の協力なくしては解明できなかつたのです。

資料は所蔵者の下で永続的に管理されることが本来あるべき姿であることは言うまでもありません。しかし、後継者問題等で資料が散佚の危機に瀕しているといった現象はさらに今後深刻化していくことは充分想定できましよう。とすれば、行政の果たすべき役割はますます重要となるのではないかと考えます。

そのためにも地域における資料管理体制

の一層の充実が各地で推進されることを祈念して止みません。

少なくとも、現時点における長期的かつ無責任な価値判断によって資料を喪失することは、今まで守ってきた方々や未来の方々のためにも慎むべきではないでしょうか。そのためにも、資料を守っていくためには資料管理体制の充実化、とりわけ学芸員等専門職員の果たす役割が大きいと考えます。

蛇足ながら、資料保存における行政の役割を考える場合、行政の資料管理も重要な課題です。というのも、1987年(昭和62年)に公文書館法が制定されて以来、公文書の保存が法的に定められたにも関わらず文書管理規則をタテに相変わらず担当者の判断による廃棄処分が実施されております。こうした点を考えるとアーキビストの採用というのも今後の重要な課題ではないでしょうか。

2) 資料管理体制の整備と学芸員問題

現場にいて思うのは、「資料を守らなければ地域を守れないのではないか」ということです。だから、資料管理体制の整備こそ、現代的な課題であると考えます。そのためには、学芸員が地域で機能することが非常に大事です。そして、やはり専門性が求められるので、専門性を活かせるような内容でなくてはいけません。しかし、最近専門家ぶって全く地域がわかっていない学芸員が急増しています。由々しき問題です。

ちょっと余談になって恐縮ですが、学芸員のあり方について考えさせられることがあります。というのも最近気のせいかわたし「学芸員」を主張する若い職員が増えて

いるような気がしてなりません。学芸員の資格を持っているか否かが問題ではなくて、その人が学芸員として地域で機能できるかが大事だと考えます。そのためにも地域に根ざした資料収集、調査研究、教育普及といった学芸員の役割をしっかりと実施していただきたいものです。

1人の学芸員が採用されると、そこで長期的に働くことになると思います。継続して事業を実施していくためには後継者の育成が必須です。そういうことも考えていかなければいけない課題だと思います。

後継者育成等の観点を含めて多分野にわたる学芸員の採用等をすすめ、資料管理体制の充実を図ることが課題となりましょう。

3) 保護と活用

文化財保護について行政の立場からお話してきましたので、行政の話題を中心に申し上げてまいりましたが、文化財保護を推進していく場合、全て行政任せというわけにはいかないであろうし、そうであってはならないと思います。文化財を保持する方々や地域住民との協働も当然視野に入れつつ、文化財保護行政を推進していく必要があるかと思います。

近年、文化財保護に従事して感ずることのひとつとして、文化財保護を取り巻く環境の変化が挙げられます。とりわけ保護継承において、保持者の高齢化や世代交代、保持者の考え方の変化は痛感させられます。特に民俗芸能などの保存においては、時代、世代、人によって考え方が違い、そういったところでどう対応していくか。それが今後の課題だと思います。

資料を失うのは簡単です。しかし、守っ

ていくのは難しいです。当たり前ですが実はこの当たり前が非常に重要なのです。

その際、保持者との関係だけでなく、地域住民との協働の視点ということもこれからは必要だと思えます。地域住民も単なる傍観者ではなく、「協働の視点」でもって「地域で守る」ということも非常に大事だと思えます。行政も含めて、サポートシステムをしっかりと考えていく必要があると考えています。

この点について、愛西市のガス燻蒸についてご紹介したいと思います。

愛西市では、資料保存のため、ガスによる燻蒸を実施しております。現在は実施しない所が増えていますが、私どもでは史料を守るためにガス燻蒸を行っています。

自分たちの館で持っている史料を燻蒸するのですが、私どもは実施するときに、自治体史編纂の際に快く史料提供をいただいた保持者等お世話になった方々に、「空いているスペースでよろしければお持ちの史料を燻蒸しますよ」と声を掛けています。施設が4つあるので、空いたスペースを使って実施しています。史料保持者との関係性を重視することもあります。地域における史料保存意識の高揚にもつながればと考えます。いつまで出来るかわかりませんし、過剰サービスといえばそうなのかもしれません。しかし地域の資料を地域でまもるということをどのように実践につなげていくかということが重要はないかと考えます。

そして保護すなわち守ることも大事ですが、活用していくことも重要な課題と考えます。

文化財を含めた資料の「保護」、つまり

守ることは大事なことです。これは誰もが理解していると思うし、担当者レベルでは「保護しなければいけない」と考えています。しかし、これを活用するとなると、「言うは易し、行なうは難し」なのです。とくに活用に至るまでには、調査研究が必要で、調査研究にはかなりの時間と労力、また場合によっては財政的支援が必要であることが大きな要因ではないかと考えます。

とはいえ、文化財や資料の活用というのは重要な作業であることには変わりなく、豊橋市では最近、旧家を整備し、活用しようという試みがなされています。そういう試みができる豊橋市の担当者の尽力やそれをサポートする市当局、とりわけ財政力には頭が下がります。

愛西市の場合、そこまですばらしい事例は提示できませんが、国の登録文化財「鈴木家住宅」の事例をご紹介したいと思います。

「鈴木家住宅」は、2007年(平成19年)に国の登録文化財として指定されました。個人住宅なので、所有者と打ち合わせをしたうえで、ニーズを受けると、時々、特別公開を実施しています。今日ふうにいえば所有者との協働による特別展示であります。この住宅は、1890年(明治23年)に建築されたもので、表は単純な和風建築に見えますが、屋根裏がトラス式を用いた洋式技術を導入しています。この家からは衆議院議員を輩出しています。1890年の建築と取って申し上げたのは、その翌年に濃尾地震があり、この地域はほとんど壊滅状態になったにもかかわらず、鈴木家住宅はこの地域において倒壊しなかった数少ない建物として非常に貴重であったからです。

では、なぜ特別公開に至ったかという



鈴木家住宅主屋

と、所有者の「文化財というのは閉じていてはいけない、開かれた文化財を目指そう」という話を受けたからです。また所有者から、「自分たちは史料が読めないけれど、できるだけ残っている史料を活用してほしい」ということで、多くの史料も寄贈してくださいました。いただいた資料群は膨大で、現在も一部未整理状況ですが、近代政治史を考える素材として、鈴木家の資料を利用して「黎明期あいさい出身の政治家たち」という特別展を開催させていただきました。

さて特別公開の話に戻しますと、所有者の意向等を伺いながら打ち合わせを進め、特別公開を実施しました。

実施したら、やはりいろいろな問題等が明らかになりました。特別公開を通して、おそらく所有者は、「文化財は一体誰のものなのだろう」と思われたはずです。見学者の多くの方々はルールを守り、公開を堪能されていたと思います。この点については、所有者においても満足感があったものと推察します。

事前申し込み制をとっていたにも関わらず、「国民の財産なので見せて当たり前だろう」という声をあげ強引に参加された方

もありました。こちらについては所有者の柔軟な対応により事なきを得たように記憶しております。しかし見学者の中には非公開の部分にまで公開を求める方がみられました。確かに、国民の財産であるから公開するのも重要だと思います。ただ、鈴木家住宅の場合、個人の所有物件であるし、公開は所有者のご厚意で実施したにもかかわらず、「なぜ、もっと見せられないのだ」という話はいかがなものでしょうか。当然個人住宅ということでプライバシーの問題があるので、「それを超えてまで見せる必要はない」と私は思っています。こういうことがあると、見せる側の問題としては、「どこまで公開するか」ということで、やはり不安になるのです。保存のみならず公開へも積極的に取り組もうという意欲も、見学者の心もとない発言によって、躊躇したりするのもある種止むを得ないような気がします。

こうした文化財を見る側のモラルの問題も課題として提言したいと思います。

幸い所有者の深いご理解を賜り、過去数回特別公開を実施してまいりました。所有者のご理解とご協力に只管感謝するのみです。

3. 新たなる地域研究への取組

いささか話が長くなりましたが、脆弱という語弊があるかもしれませんが、文化財保護行政において、同様の状況下にありかつ同様の課題を抱えている、近隣のいくつかの自治体が集まり、ちょっとした試みをしているので、ご紹介させていただきます。

私どもは、旧海部郡の学芸員と文化財担当者等で、「海部歴史研究会」というのを設

けています。各町村に学芸員は1～2名しかおらず、また専門もそれぞれ異なるので、お互いに協力して取り組んでいこう、ということを目指しています。どこかで考古に関する問題があれば、他の町村であれ考古の担当の学芸員なら協力する、文書が発見されたのであれば文献を専門とする学芸員が出かけ対応に協力するというような相互協力システムをつくり、かれこれ20年近く協働しています。県内においてこのように広域的に学芸員の協力体制があるのはこの海部地域のみです。全国的に見てもあまり類例をみない組織といえましょう。

この研究会の主な活動としては、季刊「あまつしま」の刊行です。また、地域貢献事業として、地元のロータリークラブとタイアップして、『海部津島人名事典』や『海部津島祭礼芸能事典』等を刊行しています。講演会も年に1回、開催しています。その他にも、ウォーキングトークを実施しています。このように、一つの自治体では対応しきれないことを、近隣自治体と協力連携して実施しているのです。

各自治体においては、資料保持者や市民との協働ということも重要課題ではありますが、こうした地域間連繋というのも今後文化財保護行政において有効ではないかと考えます。

おわりに

最近では、技術革新や社会構造の変化、災害等の要因により、家の建て直しや取り壊し等が発生し、多くの資料や文化財にとっては危機的な状況となっています。史料を守るというのは、言うのは簡単ですが、行なうのは難しいです。現状においては、所有者の負担が非常に大きいため、史料を

守るのは本当に難しいと思います。ただ、行政としては、「地域固有の財産」と理解していただきたいと思います。実際に、要覧や市の刊行物については市の観光資源として活用することを標榜しているわけです。また、地域のアイデンティティを考える素材として、まちづくりでは歴史的建造物の活用ということも言っています。それならば、もう少し理解を深めていかなければいけないのではないか、と思うわけです。

そして前述のように、連携・協力が必要です。特に中小自治体においては、単独ですべてを賄えるかということ、おそらく難しいです。また、所有者だけにお任せするわけにもいかない時代が来るだろうということで、行政と所有者、地域、サポーターによる連携・協力の必要性があるということ、現場で10数年働くなかで感じています。

駆け足でお話し申し上げました。あれこれと申し上げていくうちにまとまりのない話になってしまい大変恐縮しております。私の報告は以上です。ご清聴ありがとうございました。

追記

本稿は、日本福祉大学知多半島総合研究所歴史・民俗部研究集会の報告原稿をもとに作成しました。一部表現等で改めたところがあります。ご海容いただきたいと思えます。最後になりましたが、このような機会を与えていただいた日本福祉大学の福岡猛志氏、曲田浩和氏、高部淑子氏をはじめ、多くの方々にご教示をいただいたことに深謝申し上げます。